

平成24年第2回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年2月21日（火曜日）

出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	森田 憲二 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	根岸 聡彦 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

議長	尾崎 信夫 君	4番	実川 圭子 君
17番	東口 正美 君	20番	佐竹 康彦 君

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- (2) (仮称) 東大和市議会基本条例の調査検討

午前 9時37分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから、平成24年第2回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討、及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

初めに、前回、1月30日の第1回委員会における森田憲二委員の発言に関して、御報告申し上げます。

森田委員の発言の趣旨は、昨年12月19日の第10回委員会における御自分の不適切な発言について、委員長においてよろしく取り計らい願いたいとのこととございました。委員会における発言の取り消しにつきましては、会議規則第114条に規定されておりますが、委員会の活動は原則会期中でありますことから、発言取り消しに関しましても、会期中でないと行うことができないということとございます。したがって、第10回委員会の記録から当該発言自体を取り消すことはできないということになりますけれども、委員長といたしましては、前委員会における森田委員の発言は、当該発言を事実上取り消す意味を有するものと認識をしておりますので、委員の皆様におかれましても、そのように御認識をいただきたいと存じます。

以上、よろしく願いをいたします。

それでは、前回に引き続きまして、調査検討項目について順次議論を進めます。

本日は（6）市民と議会の関わり方のア、市民と議会が対話できる場の設置についてから御意見を伺いたいと思います。

御発言のある方は、挙手をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） おはようございます。

私が提案で上げさせていただいた中で、市民と議会が対話できる場の設置ということをご上げさせていただいたのは、市長がタウンミーティングとかされております。もちろんタウンミーティングも視野に入っておりますが、そのほかに先日、所沢市のほうで議会報告会というところも行っていました。そういう形のものという形も一つ考えられます。

もう少し市民との、これは議会が報告をするというのではなくて、市民からの意見を吸い上げるという意味での対話集会というものを提案をします。何かこう特定の問題について議会がこういうことがありましたという報告ではなく、また市長が行っているような、例えば防災なら防災、ごみならごみとかっていうテーマを絞ったものという以外で、もっとフリートークじゃないんですけども、実際にどういふことを感じているのか。どういふことが市民の中で、実は我々が吸い上げ切れていない意見があるのかなということ、こちらのほうから出向いていくという形のものがあれば、議会の役割としてももう少し市民に対して開かれた議会、またはそういうことができるのではないかとことを考えました。

それで、場所なんですけれども、大体は市の公共施設ということが中心になると思うのですが、もう少し民間の場所とかも借りられるのであれば、もちろん予算の問題とか難しい問題あるかもしれませんが、ショッピングセンターとか、そういうところで何かオープンな形でできるような方法はないのかなと。そういうことも含めて検討していただけたらというふうに考えます。

以上です。

○委員（和地仁美君） 私もおおむね床鍋委員と同じようにタウンミーティング、まあ市長の開いているタウン

ミーティングとはまた違った形で、議会のほうでもということを経験していただいたんですけども、私も何度かタウンミーティング参加させていただいて、こちらから何も投げかけないと、市民の方に何か意見ありますかと言っても、なかなか意見というのは出しづらいというか、皆さんの前で発言するというのは市民の方も大変だと思うので、床鍋委員のほうはショッピングセンターなどという、とても発展的な、最終的にはそれぐらいまで盛り上がったらいいなという希望もありますけれども、ひとつ出前というところで、例えば自治会の方が集まるとか、公民館で何かのグループが集まる方で、議会に少しでも興味のあるところに、人が集まっているところに私たちが出向くという形で、少しずつ形が見えていった後で、そういう発展的なことまでつなげられたらいいというのが1点と。

あとこの市長が開いているタウンミーティングと、市議会のほうで市民の方と対話するというものの趣旨というか、意義というのは最終的には根っここのところで同じかもしれないけれども、そこがちょっと明確になるような形でやらないと、ちょっと市民の方もどちらに参加することがどういう意味があるのかみたいなどころ、まあどういう意味というのかわかりませんが、市長に直接意見を言うことと、市議会と対話するということの違いというものを明確にできるような形を最初に定義づけておかないと、ちょっと手前みそなイベントというか、そういう形にもなりかねないので、私は開く方向で賛成ですけども、そこら辺じっくり話し合えたらなと思っております。

○委員（御殿谷一彦君） 何点かという形なんですけど、一つがまず開かれた議会のこの委員会が完了する前というんですかね、ひとつ試しにそれこそ所沢市とか、ほかにも結構先進的にやっているところあるんですけど、そのまねというわけじゃないんですけども、一度みんなで議員が出そろった形で議会報告会というか、そういう形を一度試してみてもどうかというふうに思います。

やはりこちらのいろんな事務的にこうしたほうがいいんじゃないかとか、それから市民の意見というのは、東大和市の市民の方というのは、どっちかというところこういうふうな意見、こういうふうな形をとりますねとか、それこそ都会と田舎ではいろいろ市民の形も違うだろうしというようなこともあるし。東大和市がどういう位置づけに当たるかとちょっとわかりませんが、一度試してみてもいいかなというふうに、ちょっと思っております。それによって今後の議会報告会を制度として何とかしていきたいなと私自身思っているんですけども、どういうふうな議会報告会を持つのが一番いいのかということの試しにもなるので、一度やってみたらいいかなというふうに思っております。

それから、もう一つ済みません、先ほど少人数のところにもという話があったんですけども、要は市長のタウンミーティングの場合は、もうあれは市長の意見が言えるから対話が成り立つんですけども、成り立つというか、僕らの場合は、この議会報告会、またはこういう対話するときに、議員として持つ場合は自分の議員の意見が言えますけども、本来、この議会として持つ場合には、議会としての意見というか、そういう形でどうしても持っていかなきゃいけないんで、余り小さな人数でやってしまうと、ちょっとその辺がやりにくくなるんじゃないか。ある程度の大きさを持ってやっついていかないと、議会としての意見を持っていくということが、なかなかちょっと難しくなってくるんじゃないかなというふうにも思っております。

例えばの話、私自身が――極端な話、私だけで持ってしまう。これはあくまでも御殿谷一彦の話になっちゃうんで、これはもう私の意見を言っちゃう話だけになっちゃうんで、ちょっとその辺のけじめをしっかりとつけていかないといけないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○委員（和地仁美君） 御殿谷委員のおっしゃるとおりで、やっぱり議会としての意見と個人の議員としての意見というところは、線引き、うまく——先日の所沢市の見学させていただいた、あそこの会では、明文化されたルールになっているかどうかわかりませんが、少しフライング気味の議員の方をたしなめるではないですけど、そういう雰囲気が議員のほうにもありましたので、そういったことはルール決めというか、していかなきやいけないなというか。

あと定例会の報告や、何か市政に対する市民の方への、質問が飛んできたときに、だれが答えてもというか、その事前準備というのもある程度やらなければいけないとなった場合は、当然なんですけれども、議会報告会をやるためのまた陣営というか、それがどういう形でなるのかというのも含めて準備というのが非常に必要になるのかなと。

あと少人数というところでいいますと、例えば何人以上の方が集まりましたら、私たち出向きますのでみたいな、そういったルールづけをしてもいいのかなと思っております。

先ほど言っていた市長の意見を言って、それに対する意見という話もあったんですけど、市長のタウンミーティングを見ていつも感じることは、何かありませんかという投げかけ方というのは、何を言ってもいいというふうにもとれるんですけど、何を言ったらいいのかなという感じの空気が市民の方の席に漂うこともあると思うので、何かしらの投げかけをしながら、今回市長がこういう政策を打ち出しましたが、それについて何かありますかとか、そういう何か呼びかけをしないと、市民の方も意見をどの場面で言っているのかというのも非常に戸惑われている感じがあるので、運営上もやはり市民の側に立った市議会ならではのやり方というのを工夫したいなというのが1点と。

あとタウンミーティング、まだ走り出したばかりで、私たちも何もやってないんですけど、言葉は何と言ったらいいんでしょう、動員というか集客という言い方がいいのかわからないんですけど、やっぱり関心のあるテーマのところには関心のある方が集まるという形と、あとどの会も非常に市政に興味の高い方というのが集まっている、いつもいらっしゃる方というのは、私も参加していて、あ、非常に関心持っていてるんだなという印象あるんですけど、この会を持ったときに、最初から言っているサイレントマジョリティーという一つのキーワードがあると思うんですが、そこら辺の方、例えば現役世代の方であるとか、子育て世代の方であるとか、そういった方たちとの対話をできる場で、学校と協力ができるかわかりませんが、何かこういう父兄会というか、学校に集まっているところに私たちが出向くとか、そういった形の動員の工夫というか、告知の工夫というのも必要かなと。多摩市議会さんは駅前で超党派で並んで告知をしているという参考例もいただきましたので、どこまでやるかというのがありますが、そこら辺も工夫をしてやっていただけかなと思っております。

○委員長（中間建二君） 議会報告会、もしくは議会と対話できる場の設置ということのテーマで、非常に議会としては大きなテーマであるかと思えますし、また所沢市、もしくは多摩市のほうにも特別委員会としても調査かけておりますので、御発言いただいてない方も、ぜひ調査して、所沢市、もしくは多摩市の議会の状況についての所感でも結構ですし、また今このような対話の場を設置してはどうかという御提案でございますので、その御提案、お考えについてもぜひ御発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 私もきょうのこの市民と議会が対話できる場の設置という議題というか、この問題については、今委員長からもありましたけれども、視察にも行って、ちょっとわかりませんが、こういうことは必要なんではないかという点では、大方の合意があるのかなという印象を得ているんですけども、その点で

は御殿谷委員からお話あったように、やはり試行的にやってみるということは重要なんじゃないかなというふうに思います。これから準備をして3月議会の報告会というのはちょっと間に合わないんじゃないかと思えますけれども、6月議会ぐらいの議会報告会ができるような形での準備、まあ初めてのことなので、それ相応のものもかなり準備も必要だとは思いますが——をする必要があるんじゃないかと。それをどうしていくかというのは、やった上でもう少し議論もしていくということで進める必要があるんじゃないかなというふうに感じながら、出席したわけです。

それで、ただ冒頭で床鍋委員のほうから市政報告ということでなくて、もっとフリーにというか、対話ができる場というお話もありますので、そこら辺についてはもう少し議論が必要なのかなと。私もちょっとイメージがわからないところがあるので、そこら辺についてももう少し御意見を伺いたいと思うんです。

それから、いろいろな場に議会が出ていくというか、議員が出ていくという点については、例えば委員会として、例えば防災の問題で自治会の意見を聞いてみようとかということもあり得るのかなというふうには思いますし、それをどういう形で進めるかというのは、いろんな手法があるだろうと思うので、そこについてもやはりもう少し議論をしていく必要があるのかなというふうに感じます。

以上です。

○委員（関野杜成君） おおむねどうなんだろう、賛成なのかな、というふうには、今まで発言された方の意見聞いてると思うんですが、今尾崎委員が言ったように、やはりこの6のアというのは、市民と議会の対話できる場の設置というところで、議会報告とは多分全然意味合いが変わってくるのかなというところがあるので、まずはレベルという言い方も変ですけども、やりやすい方法としては議会報告というものが、議会として決まったものに対して報告をするということなので、各議員、各政党の意見という話ではないので、そういう意味では議会報告というのはやりやすいのかなと。

ただ、やはり今度対話ができるというところで、各委員、各政党、考え方が多分違う部分があるので、そこをどうやって同じにしていくのか。あくまでも意見を聞くというだけにとどまるのか、それともその意見に対してどのような回答をするのかという、ここまですっかりしておかないと、多分出てよかったと思う議員もいれば、出ないほうがよかったと思う議員もいたり、いろいろ出てくるのかなと。

ただ、その問題というよりも、多分聞いてると市議会という議会議員と市民が身近に感じるための方策として、この市民と議会が対話できるというところに当たるのかなというふうに感じると、やはり試行錯誤しながら、先ほど言った学校に行くとか、どっかに行くとか、そういう形でやれば、私もいいかなと。

ただ、問題点というか、ルールは決めていかないと難しいのかなというふうには感じました。

○委員（森田憲二君） 御提案なさっていることはよくわかるんですけど、議会というのは何ぞやと、要は。それから、市民との会話というのはよくわかるんですけど、ただ、もともと私、まあ人はわかりませんが、私は後援会の中で対話してます。それ以上の議員との対話なのか議会との対話っていうのは、すごく考え方が違ってくると思います。報告会だったら報告会にしても、これ非常に、一言で報告会と言うけど、賛成もあれば反対もあるわけですよ、内容によっては。それをどうやって報告するのかと。これは余にもちょっと、反対じゃないんですけども、何かその辺のはっきりした線引きが必要なかなと。ならば、議会ではなくて、まず委員会との対話、要するに今常任委員会3つあるわけですから、この3つの常任委員会をうまく活用してやっていったらどうなのかなというのには考えております。

それから、何かはっきり言葉では言えそうで言えないんですけど、議会と市民がなぜ対話しなくちゃいけな

いのと。首長じゃないわけですから、それこそ一つの案件に対しても賛成もあれば中道もあれば反対もあるわけですよ。それを賛成しろ賛成しろという一つの議題として取り上げたときには、私はこの問題に対して反対ですから関係ありませんという人もいるだろうし、賛成だからという人もいると思うんですよ。

ですから、その辺の一つの線引きというのは非常に難しいし、市民から要請があったときに、いや、これ必要ないよと言ったときには、もうその人がどういうふうに判断するのかなと、議員のほうで。議会との対話というのは、あくまでもテーマを決めてもそれで結論を出す問題じゃありませんから、それはちょっと個々でやってもらったほうがいいのかなというふうな感じもします。別にこれ反対するわけじゃなくて、そういう場があります。

ですから、もし議会ではなくて委員会との、これはもう特定事件調査も含めて委員会としてできるわけですから。そういったテーマごとにとりか、議会ではなくて常任委員会ごとにとりか、まずやりやすいのかなと。

それから、議会という言葉というのは、それこそ政党も多数いるわけですから、そこをどうやってクリアしていくのかなと。それから座長はどうするのかなと。まさか議長だとかそこ行って、議長お願いしますよという話は、これ絶対的にできないと思います。だれを指名するのか、だれをするのかということに関しては、まだそこまでは早いのかなと。反対はしませんけど、まずやってみるんだったら常任委員会でもってそれぞれのテーマを決めて、市民のそれぞれの御発言をいただくと、発言というか意見をいただくと、そこからスタートしたほうがいいのかなというふうには、個人的には思っております。

○委員（床鍋義博君） 議会が市民と対話することの意味ということに関しては、余りないという感じに、何か発言がありましたけども、それであれば開かれた議会とかというものに関しても検討の余地はないわけで、今までのやり方で市民の意見をうまく取り入れることができなかつたとか、そういった懸念があるからこそ、この議会のあり方どういうふうに進めるかと。それは当市でもそうですし、他の議会も含めてそういう試行錯誤の段階の中で、じゃ議会報告会やってみたらどうかということ動いていると思うんですね。ですからそれが意味ないということは全くなくて、今、委員会ですらやってみたらいいかと、その意見に関しては私は賛成をします。そのやり方もあるでしょう。

御殿谷委員の言った、まず1回スタートする、それも私もいいと思います。結論を何かこう出るとか出ないのかということなんですけども、別にこれは結論を議会として出さなくても、市民からの意見を吸い上げるといって一つ一つの対話集会になると思いますので、もし個人個人の意見が議員のほうでこの意見だということ、それとめればいいわけですよ。実際は、今回はこの場合は住民の皆さんの意見がこういうことが上がったということ議会に持ち帰りますでも言っ、そういうことを議会として共有するということでもいいですし、そういうことから少しでも突き崩していかないと、何も変わらないと思うんですね。

ですから、もちろんこういうことがあって、できないという規則で、地方自治法でできないと定められていることは、そっちが改正しないとできないことなんですけど、その範囲内であるならば、できるだけどういってできるかということ、この場では議論するべきではないかなというふうな考えます。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） だめだとかだめじゃなくて、私が言ってるのは、じゃ議員とは何ぞやと。別に議会というのと組織団体というのは、あくまでもそれぞれの政党、無所属の方もいらっしゃいますけど、そういう集団なわけですよ。ですから、まずスタートをやっていく中では、一つのテーマを決めなかつたら、この問題につ

いて反対ですよ、この問題については賛成しますよと、結果的にはそういう話になってくると思うんですよ。ですから、テーマを決める前に、それぞれの常任委員会の所管事務調査もありますから、それぞれの事務調査じゃありませんけど、意見を常任委員会ごとに吸い上げてくるというか、やったほうがいいのかなと。

ただ単にやりましょうやりましょうと、別に反対はしません、私は冒頭言いましたように。ただ、それでは意見の集約という感じで、こういう人もいました、こういう人もいました。だったら、個人個人の活動の中でそれは十分にできてるんじゃないかと。ただ、議会という組織がいかに開かれているかどうかということを市民に知らしめるためには、やるんだったら常任委員会からスタートしたほうがいいんじゃないですかという話です。

ですから、どういう方がいらっしゃるかわかりません。この8万4,000の市民の中で、関心のある方もいらっしゃるだろうし、逆に関心のない方もいらっしゃると思います。ですから、そういった意味では常任委員会ごとにまずスタートしたほうがいいのかなと。別にこれをやっちゃだめとか云々じゃなくて、じゃうちの会派のほうはすべて出ませんよでも、これは開かれたのか開かれてないとか、それぞれ私どもは開かれていますからという意見も出てくると思うんですよ。ですから、強制じゃないんですけども、そういった試行錯誤の中でやっていくんだったら、常任委員会をスタートさせたほうがベターではないのかなと。

ただ単に開かれた開かれたって、皆さんがおっしゃるというか、私はよく理解できないんだけど、議会としての開かれた議会というのをまず常任委員会からスタートしたほうが、よりベターではないかなというふうに私は考えて発言をしています。

○委員（関野杜成君） 今いろいろ話を聞いててふと思ったんですけど、これはこれがいいか悪いかというよりも、何か方法としていろいろ出していったほうがいいのかなと思ったんで発言するんですが、今言われた常任委員会、議会としてではなく、逆に常任委員会としてであれば、例えば私が所属しているのは建設環境委員会です。建設環境委員会というものは、こういうことをやる委員会ですということをちゃんと市民に伝えて、その部分に対しての市民の声という受け方をすれば、いろいろなところに波及はしてこないかなと。それこそこの市長のタウンミーティングと似たようになってくるんですけど、防災についてとか、何々についてという、そういう投げかけで意見を集約して、それを持ち帰って委員会ですこで議論するかどうかというのを話し合っ、議論するんであれば、じゃ特定事件調査として議論をするとか。

ただ、それをしたときに、そうなる陳情ってじゃ何だろう、請願って何だろうという話にもちょっとなくなってしまふのかなというところが、言ってる自分で疑問出すのも変なんですけれども、その部分がちょっと疑問になってしまったと。

先ほど言った開かれた議会というところが、やはり一番大きな趣旨になってくるのかなと。では、じゃ開かれた議会とは何ですかってなってきたときに、私が考えるこのあり方委員会の設置の前段では、やはり議会だったり議員とか市政に興味を持ってもらうために、まずは議会、議員から表に出ていかなきゃいけないんじゃないかというのが、ある程度の趣旨だと思っているんですね。そういう意味では、確かに必要ないかもしれないけれども、まずは出て行って、市民と同じ壇上というか目線で接することによって、そういった陳情とかも多くなってきたり、傍聴も多くなってきたりするのかなと。そういう考えでいくと、先ほど言ったように、じゃ陳情というものもあるのに委員会が出ていったらおかしいだろうという矛盾もあるけれども、そういうことをすることによって、最終的に出ていなくても市民がもっと興味を持って、議会に対しての意見を言うってこういう流れになればいいのかなと。ちょっと抽象的な意見であれですけども、最終的にそういうところが

目標地ですから、そのための前段として出ていくというのが必要だと。

その中で、先ほど私は議会としてとかという言葉も出しましたが、今の話を聞いていると委員会として行ったほうが、市民も質問しやすいというところに落ちつくのではないかなというふうに思ったので、発言をさせてもらいました。

○委員（尾崎利一君） 1点ちょっと床鍋委員に確認したいのは、議論として市政報告会という話と、それからそういうことではなくてフリーに双方向で話をするというのと、またちょっと違うんだらうと思うので、ごちゃごちゃになると一致するところ一致しないところというのがはっきりしなくなってくるので、そこら辺について市政報告会ということから始めるということであれば、それでいいというお考えなのかどうかというのをちょっと確認したいと思うんですけども。

私は委員会が今の例えば所管事務調査か何かで、何かはやっぱ課題は決めるんでしょうけど、こういうことで市民の意見を聞くとかという場を設置するということが可能なかなとは思いますが、しかし、それは委員会任せにそういう意味ではなるので、まず議会報告会っていうことでやってみるというのが、私はそうしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

本人の意見なのか議会の意見なのかという点での線引きをどうするのかという話についても、やっているところでは議会の中でこういう意見があったけれども、こうなったという報告を多分している——ある程度客観的な説明をしているというふうに思いますので、そこは立て分けは不可能ではないだらうと思うんですけど、ですからそういう形でやっていく必要があるのではないかと。そういう場を設置するということが、議会活動そのものを活性化するという点でも重要なかなと。

後で後段、きょう行くかどうかわかりませんが、議会基本条例の問題もありますけれども、すぐ議会基本条例という条例を何か決めてこう決めても、絵にかいたもちになっては仕方がないので、やはり積み重ねることが重要なんじゃないのかなと思ってるんですね、実践として。例えば議会報告会をして、こういう議案がありました。これについてはこういう異論も出されました。しかし、採決した結果、こういう結果になりましたという報告をしたときに、多分これだけでは本当は納得できないですね。異論が出たときに、本会議や委員会で、それに対する反論が出て問題点が明らかになったと。しかし、この点についても意見が最終的に分かれてこういう結果になりましたというふうになると、少し聞いている市民の側もわかる。だから、議会の運営そのものも報告できる議会になっていかないと、何なんだっていう話にもなる。ですから、議会において審議をきちっと尽くすということにもつながっていくというふうに思うんです。

それから、これは簡単ではないですけども、そういう議会報告会をやって市民の皆さんから出た意見などをもとにして、これはというものについては議会として政策化の方向を進むというようなことになっている議会もあるようですけども、そういうところに進んでいか進んでいかないかは別にして、そういうことだっただけでやはりそういうある程度の実践がなければ、その次の段階には進めないわけですから、私はやはりまず始めるということが、始めたことも議会を改革していく一つの推進力にもなっていくということにもなるのではないかなと思うんですね。

○委員（床鍋義博君） 尾崎委員が今おっしゃられて、私のほうで意見を——何て言うんですかね、議会としての報告会と、市民のほうから意見を吸い上げて、それを対話するといったところで、そっちのほうを先行させたほうがいいんじゃないかという件に関しては、私も全然反対するつもりはありません。最初に提案させていただいたのは、そういった場がないので、意見を吸い上げる、いわゆる和地委員のほうからもありましたサ

イレントマジョリティーのところをどうやってこちらが取り込む、それを議員個人でやるというのは、今までやってるからいいじゃないかという、そういう森田委員のほうも意見もありましたけれども、それでは議会として顔を市民のほうに見せるということも必要なんじゃないのかなと。それは例えば今後市民の方がどんどん傍聴に来てくださるとか、陳情と請願とか出るとかということ自体も、市民の方ってどうやってやったらいいんだろうというのは、なかなか積極的に来る人というのはごく一部だと思うんですね。その人たちに対して、いや、こういうことができますよというぐらいの、こういう方法がありますという事実の提示であれば、別に会派にかかわらず、要は規則ですからこういう規則で議会は陳情を受けますとか、そういうことであれば全然問題ないわけで、それも含めてやっていけばいいかなと思ってます。

ですから、第1弾としては議会報告会の開催、まだ我々当市はそういったことをやったことないわけですからそういうことで経験値を積んでいながら、次の段階としてそういう——別にこれ後で2部構成でもいいんですよ。1部で市政報告会をして、じゃあとは少しぎっくばらんなお話を簡単にしましょうみたいな、そのぐらいでもいいとは思ってます。それぐらいから始めて、それがどンドンどンドンもしかすると議会として政策の提言になったりとか、市に対してのものになったりすることが将来的に見込めるのであれば、それは議会としてすごく開かれた議会のあり方としていいのではないかなということなんで、そういうふうに進んでいただければ問題ないと思います。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 今ずっと皆さんの意見聞いて思ってたんですけども、開かれた議会という大きなテーマと、議会が何をやっていて何ができるところなのかということが、余り市民の方に知られていないということとを伝えたいというのは、動議まではいきませんけれども、そういった課題があるのではないかなと思ってます。

きょうのテーマの3番目に出てくる市議会による市民向けの講座の実施というのも、ここではまた詳細な話し合いがあると思うんですけども、前の広報、情報発信というテーマも以前やったかと思うんですが、例えば議会報を読んでいる方の確率などが今度アンケートで結果なども出てくると思うんですが、議会報というのは、定例会の事実を報告しているという明文化されたものですので、その購読率というか、読んでいただく率を上げるというのも議会への関心のバロメーターだと思いますので、例えば議会報告会をやった場合は、それをまず資料として、いつも新聞に挟まれているの知らなかったという方が、その場でそれを見ながらそれに沿って議会の報告、定例会の報告をするというような、事実から逸脱しないような形で興味・関心を持っていただくということと、このウの市議会による市民向けの講座の実施というのは、今皆さんのお話にあったように、議会ってこういうふう陳情とか傍聴とか、議会のできるということや、今やっていることなどとかを1つテーマを決めて、毎回何かそのときの旬な話題で講座的にやって、知っていただくことで興味を上げていただくのがいいのかなと。

ちょっと話はそれで申しわけないんですが、市民の方と話していても国政のことは皆さんよく知っていて、国政のことはすごく聞いてきたりするんですけども、例えば市内でとって大きな問題であったり、タウンミーティングで取り上げられている防災についてなどは、自分のあすの我が身にすごい危険があることで知るとかなきゃいけないことなのに、東京都はこういうことを決めた、帰宅させないって決めたよというのは知っても、東大和市が今何をやっているかということを知らない市民の方も多くいると思うんですが、それはやっぱりテレビやマスコミの情報の発信が自然に入ってくるから新聞を読むという、こういうこともあるのかな

っていう感じもあったので、市議会としてはテレビで報告することはできないので、ライブの中で今の市の状況の中で、市民の方に興味・関心を持ってもらいたいものを伝えていくということの場として行うのがまず第一歩で、知らなければ意見も出ないということなので、対話という部分は個々の個人の議員の顔を見れば、あそこに行ってみようとなるかもしれませんので、まずはそういったこの3番の市議会による市民向けの講座の実施と定例会の報告というような形で会を実施するっていうのもいいのかなというふうに、皆さんの意見聞いて思いましたが。

○委員（森田憲二君） これから試行錯誤しながらやっていくことに関しては、個人的には賛成です。ただ、今言った議会報を利用するというんだったら、悪いけどやめてください。これ一般質問中心なんですよ。議会報自体が。一般質問をどういうふうに個人個人の一般質問、それから経過、それから常任委員会の視察、または報告であります。これは一般質問するしないは別にしても、違うんじゃないかと。ですから、これをやるんだったら一つのテーマを決めてやっていくと。

それから、開かれた議会、開かれた議会と言いますが、所沢市のほうと東大和市の議会とは委員会のシステムが違うと思います。要するに条例の変更、また請願・陳情も含めてすべて委員会でもって審議すると。ですから、その中で報告ができると思います。当市の場合は本会議中心型です、私は個人的に判断しているのは、本会議の中で新規条例は別にしましても、一部改正から含めてすべて本会議の中で1本でやります。そういったときにだれが賛成なのか、だれが反対なのかということはどうやって報告するのかと。これはちょっと違うんじゃないかなと。あくまで市政報告、要するにやるんだったら、これは個人個人の市政報告で、議会報告でこうなりましたと話はできると思いますけど、じゃ私は反対したのに、何でこれを私が報告しなくちゃいけないのという話になると思います。

ですから、その辺の、やっちゃいけないじゃなくて、きちんとルールづくりだとか、だれが座長になっていくのかとか、それからその辺も決めていかないと、話がどんどんどんどん広がっていくと思います。ですから、常任委員会で開催をしたほうが、逆に考えれば取り組みやすいのかなと。テーマも決まってきましたし、ごみの問題とか給食の問題だとか、また条例のほうの問題とか、それぞれの担当の委員会があるわけですからそのほうが話しやすいのかなと、私はそういうふうに思ってます。

ですから、議会報を使うんだったら、申しわけないけどやる意味はあるのかなと。要するに自分の記事だけ自分の後援会に配っただけでも済むわけですから。それでなくても、何のために議会報があるのかなっていう感じもします。まして今のネット社会といいますけど、ネット見ない人がたくさんいると思います。利用できないというか、おれには関心ないよという方もいらっしゃると思います。ですから、議会報ということのある意味で断定しちゃうと話はそののかなというふうに私は思ってます。

○委員（和地仁美君） ちょっと言葉足らずで誤解を生んだら申しわけないんですけども、議会報といっても一番最初のページというか、今回の定例会ではこういうことが話されましたと。もちろん個人の一般質問のところや議長の何か活動の報告とかいろいろ、そういったところは見ればわかると言っちゃくと、ちょっと語弊があるんですけども、興味・関心のある方は見ていると思いますけれども、一般質問なども文章なので。ただ、こういう議案があってこういう結果でというようなところは、一般の普通の生活の中でなじみのない表現もあつたりしますので、その定例会の議案についての、特に一面になるのかな。そのところで取り上げられたものを、議会の報告ですので、その定例会の議案についての報告というのをメインにやればいいのかないかなというふうに思ってます。特に一般質問のところは、私は個人的には必要はないと思ってますので、そ

こだけ森田委員にちょっと誤解されてしまったような気がしますので、補足させていただきます。

○委員長（中間建二君） それでは、おおむねいろんな御意見をいただきましたけれども、ここで上がっております市民と議会が対話できる場の設置ということについては、何らかの形で取り組んでいく方向性は見えてきているのかなというふうに感じております。それで尾崎利一議員のほうから先ほど御発言がありましたけれども、議会報告会を開催することの意義というか考え方ということで、これは全議員が東大和市議会としての議員研修会の中で、廣瀬法政大学教授の講演も勉強させていただく機会がありましたけれども、議会報告会を開催する意義として、要は議会の中で議論をされて、議員だから理解ができることというのが結構我々あるわけですよ。例えば賛成反対にしても、一つ一つのテーマが本来的にはなぜ賛成なのか、なぜ反対なのかということが明確になった上で結論が出ていくのは望ましいわけですけども、例えば我々議会活動やってれば、ああ、あそこはこういう理由で賛成したんだとか、こういう理由で反対したんだというのは、我々はわかるわけですけども、それが議会の中で議事録になっていかなければ、結局それは市民には伝わっていかないという中で、報告会を開催することで、議員の側もそこを意識して議論ができる。先ほど尾崎利一議員がおっしゃっていただいたように、説明を尽くすためにはこういう理由で賛成した、こういう理由で反対したということが、それぞれ会派なり議員が一つ一つの議会の判断を求めるとき、そこを意識していくようになるということが一番大きな効果であり、また報告会やるためにはそれがないと報告会が成り立たないということが確認があったかと思えます。

常任委員会ごとの議会報告会となってくると、いわゆる廣瀬先生がこの間おっしゃったような議会全体としての報告会というよりは、関野委員のほうで御提案いただいたような形で、いわゆるむしろ報告よりも意見を聞かせてくださいと、皆さんの御意見聞かせてくださいという形のものにどうしてもならざるを得ないのかなということにはなるのかなと思うんですね。じゃ、それで果たして現状今皆さんの御意見踏まえた中で、じゃ東大和市議会としてどういうものを考えていくのかということになるわけですけども、これも実際的には実践してみなきゃ何とも判断できないということがあるかと思うんですが、今一応私の委員長としての提案というか取りまとめとしては、本来的にはこの特別委員会として、まず先ほど尾崎委員がおっしゃった、御殿谷委員もおっしゃった、今度6月定例会の議会報告会をまず委員会でやってみるということも一つの方法かと思うんですが、ただ冷静に考えると、皆さん一緒に行っていただいて所沢市の議会報告会見ましたけれども、これは相当綿密な準備とルール決めがないと、これはとりあえずやってみましょうというレベルでは、実はとても進まないということは、皆さんあそこで報告会に参加されて感じられたと思いますので、なかなかこれを明確に議会報告会を制度として位置づけるところが見えてこない、そこまで踏み込むのもなかなか難しいのと、また、果たしてこの特別委員会という一つの委員会が議会全体のことを報告をするということが、そこまでやってもいいものかどうかということも若干委員長としては考えるところもありますので。

具体的にじゃまずこの特別委員会でやれることとすると、特別委員会としてこの特別委員会で議論している状況なり考え方についてのテーマのもとに市民との対話というか、もしくは議会報告会、この特別委員会としての報告会であればできるのかなというふうに感じておりますので、例えば前回スケジュール的に確認しておりますけれども、まだ1年になりませんが、1年近く議論をしてくる中で、ことしの6月定例会の中では何とか中間報告を取りまとめたいということで目標を持って取り組んできておりますので、例えば6月定例会でこの特別委員会としての中間報告が取りまとまった段階で、その中間報告の内容について特別委員会としての議会報告会、もしくは委員会報告会というようなものを開催をさせていただいて、その議論の状況を報告

すると。

ただ、これももちろんみんなで分担してやんなきゃいけないと思うんですが、皆さんイメージしてもらおうと大変だと、今この約1年間近く議論してきたことを、例えばそれこそ全体で1時間ぐらいの枠の中で1つのテーマに5分か10分ぐらいの中で要点を絞って報告しなきゃいけないということがどれほど大変かということ、恐らく想像したら皆さんわかるかと思うんですが、でもそういうことをまずこの特別委員会としてやってみると。そういう中で議会全体としての報告会のあり方をどうするか、もしくは森田委員がおっしゃっていただいたような形の中で、じゃ常任委員会がやれる報告会ってどういうものなのかということも議論していく方向性を見出ししていくというところが、一番現実的なやり方なのかなというふうに、皆さんの御意見を伺いながら感じているとこんなですけども、その点についてはいかがでしょうか。皆さんの御意見、御発言をお願いしたいと思います。

○委員（尾崎利一君） 今の委員長の提案は、それをやるということは賛成です。同時に、確かに議会報告会をやるということ、先ほどから議論しているね、これをこの委員会でやりましょうと言って、直ちにできるものではないと思うんですね、やはり。議会全体の合意が必要になるので、ここで必要があるのではないかとということで提案をしたとしても、代表者会議なり何なりで確認をしていくという作業がないとできないのかなとは思っています。

ただ、委員会として議会報告会をやるということについても、同時にやはり委員会の確認として提案できるのであれば、私は委員会の一つの結論としてまずやるということ、その期限をいつにするかというのはちょっと、当然この後のことを考えると決められないとは思いますが、それが合意できるのであれば、当委員会として議会報告会を試行的に実施するというについては確認をして、同時並行で進められるようにしたほうがいいのではないかとこのように思います。

○委員長（中間建二君） あとはいかがでしょうか。

○委員（御殿谷一彦君） 委員長の御意見に賛成なんですけども、この議会のあり方検討委員会のこの内容を、まず試して、試しという言い方余りよくないかな、やってみると。どっちかという私たちそのものの、議会のそのものを報告するというで、そんなにずれないでというか、ぶれないでというか、例えば一つの建物を建てるのが賛成だとか反対だとかという話とはちょっと違うので、むしろ最初の1回目にやる議題としては非常にいい内容なんじゃないかなというふうに、私自身は思います。余りぶれないで報告会ができるんじゃないかということで、私自身は賛成です。

○委員（森田憲二君） 私どもの考え方は、個人的にという発言してますけど、それをもし決めるのであれば、この委員会ではなくて私どもは会派に持ち帰って、やるやらない、それはきちんと報告します。これは無所属の方もいらっしゃるんですけど、私どもはそれだけの責任があるわけですから、それぞれ発言には責任を持っていると思いますけど、そういった意味ではこの話については、まだ会派として意見を集約してませんから、もしやるような方向、それからまた具体的にこういう方法ということがありまして、それをもって会派として話し合って、この席でうちの会派としては賛成か反対かを申し上げたいというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） 会派で御確認いただくのは、当然会派を構成している以上必要なんですけれども、要はここは皆さん無所属の方も含めて会派を代表してこの委員会に来ていただいているわけですから、それなりの会派での調整というか考え方は取りまとめて逆に委員会に臨んでいただかないと、委員会の中で会派に持ち帰らなければ結論が出ないということになってくると、一つ一つこの委員会の中で議論が進んでいかないので、

逆にむしろ委員会を、それぞれ基本的にはすべての会派からこの特別委員会には出てもらっているわけですから、委員会の審議に臨む前段の中で方向性を持ってきてもらわないと、委員会としては結論出していけないかと思しますので、その点についての取り組みというか、お考えをぜひやっていただきたいのと、それから今の御意見ですと、逆にここで今皆さんそれぞれ御意見いただいたものが、ここで結論が出せないということになっちゃいますので、一つの方向性を見出していくのに結論を委員長としては取りまとめがやりにくい、できない形になってしまいますので、その点についての御認識というか。

○委員（森田憲二君） 委員長が言っていることはもう重々承知で発言をさせてもらってます。これを決めていくときに、賛成反対をこの場で決めろというよりも、もう1回この話というのは全体的に流れてくるわけですよ。もちろんね。ですから、その時間できょうここでマル・バツとは話はおかしいんですけど、それはそれぞれの意見として持ち帰って、当然発言も会派の代表としての発言してます。ですから、もう1回繰り返しますよということを前提として私は申し上げたんであって、ここで決まったから、じゃそれでやりましょうという話は私はないというふうに理解をしています。

○委員（尾崎利一君） 森田委員の発言は、まあそういうこともあると思うんです。全部が全部出た問題、一度会派に持ち帰ってということになると、それこそ何も進まないということになるかもしれませんけども、ある問題については会派でももう少し意見調整しないといけないということはある程度はあり得ることだと私も思いますので、今の御発言は次、3月定例会があるわけで、そこをめどにして会派としての御意見をまとめていただくということなので、そこでまとまってゴーという方向で、その段階でいけば、先ほどの話の流れで言うとちょっと6月議会というわけにはいかないにしても、どっかで試行的にやっていくという道は開ける、十分可能だと思いますので、そういうことであれば次回にちょっと持ち越していただいて、そこら辺はもう一度合意形成図ということでもいいのかなというふうに思います。

○委員長（中間建二君） それでは、今御意見いただきましたけれども、当然のことながら、この委員会の進め方の手順として合意できたものについては直ちに着手をします。それから、具体的な結論については2巡目の中で、1巡目でいろんな角度で御意見いただいて一定の方向性を見出していった中で、2巡目の議論の中で一つ一つの項目について結論をまとめていくという中で、6月定例会の中で中間報告を取りまとめるということで目標を定めてきておりますので、最終的な方向、やり方については2巡目の議論の中で一つ一つ、もう一度1つ目に返りながら確認をしていくということでございますけれども、一応委員長として皆さんに御提案したいのは、いわゆる所沢市がやっているような議会報告会を直ちにうちの東大和市議会がやるということは、当然結論とても今つけられませんので、またそれぞれの常任委員会が何らかの報告をやるということについても、これもむしろ特別委員会で決めるということではなくて、委員会が判断していくということになってきますので、委員長のこの場での1巡目の議論としての提案としては、まずこの特別委員会が目標を持って議論をしている状況について、何らかの形で特別委員会としての議会報告会をまずやってみると。そういう中でそれぞれの議員が報告会そのもののあり方だとか課題、ある意味では相当難しいと思うんですが、その難しさみたいなものを我々が一人一人が認識する中で、中間報告以降の後半の取りまとめにそれを反映させていくという意味では、まずこの委員会としての報告会を一度やってみると。果たしてそれにどれだけの市民が来てくださるのか、またそれに来てくださる市民がどういう問題意識を議会や議員というものに対して持っていたかということも、ある意味では我々が生で感じていくということも必要かと思しますので、きょうのところの取りまとめとしては、そういう方向性を持って2巡目の取りまとめに入っていきたいということで、御理解

をいただきたいと思います。

○委員（関野杜成君） そうなってくると、（6）のアとウっていうのも全部かかわってくるという認識でいいんですか。単純に議会としての報告会、委員会としての報告会というものと、市民との対話の場というような話が今出たと思うんですが、それをやるに当たっているいろいろ試行錯誤しなければいけないと。その中で現状はその試行錯誤をやるに当たって、まだ話し合いがまとまらないので、この特別委員会としてそういう報告会を開きながら、試行錯誤をする案を考えていくということでもいいのか。

それとも、あくまでも特別委員会だけの報告会を開くために、その方向に持っていくのか。なぜこれを開いてるかという、せつかく特別委員会で報告会やったときに、どこまで進めていくのかという目標値が見えないと、どういうことをその報告会の中で見ていけばいいのか。例えば市民が言ったこと、市民と議員が話したこと、そういったものもやっぱり見る部分が変わってくると思うんですよね。ただ報告するだけであれば、それで終わりですけども、その先に向かうのであれば、やはりその中で同じように見るものも変わってきますし、その目標値。まあ目標値だからやるとは限らないですけど、できない可能性もありますが、目標値としてどこに置いて、この特別委員会として報告会を実施していこうという考えなのか。

○委員長（中間建二君） 皆さんの御意見を踏まえる中で、委員長としての取りまとめの一つの考え方、御提案としては、いわゆる議会報告会、もしくは議会報告会に類似したものは必要ではないかというのが、おおむね皆さんの御意見として委員長としては受けとめていると。ただ、直ちにそれが実行できる、またここで全員の認識として、じゃ直ちにそれをやりましょうというところまでの合意には至っていないので、また会派の中で十分そこを議論をして2巡目に臨みたいという御意見もありましたので、それについては具体的にどこまで踏み込んでいくのかということについては、2巡目の中で一定の方向性を見出していきましょうと。

ただ、ここで1巡目の議論として確認をさせていただきたいのは、2巡目の議論にかかわらず、まずこの特別委員会としての中間報告を取りまとめた段階での、特別委員会としての報告会は試行的にまずやってみましょうということについては、ぜひ御理解をいただきたいということの取りまとめで御理解をいただきたいと思います。

それでは、アの市民と議会が対話できる場の設置については、以上のように取りまとめさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、イの市政モニター制度の検討につきまして議題にしたいと思います。

御意見ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） これは今、当然議会そのものは傍聴制度もありますし、委員会も傍聴ができるということで開かれてはいるんですけども、あくまでも受け身で開かれているという状況なんですね。だから、むしろこちらのほうから来ていただけないかというような形で、来て、具体的にちょっと言うと、例えば無作為抽出で、平日の昼間、時間のある人なかなか難しいんですけども、ただ、今それこそ高齢化社会になってますので、60歳超えた方なんか中心にして、若い方も来てほしいんですけど、それはまた開かれた云々のほうでま

た別途やっていただくとしても、そういう高齢者、割と昼間あいてる方等をターゲットにしてみても、当然、市民としても、結構大勢の人数になると思いますので、その人たちにぜひ、例えば市議会、今度開かれますので来てみませんか、意見をぜひともいただきたい。その意見を例えばホームページだとか、議会報に載せるかわかりませんが、そういうところにも皆さんの意見、載せて、またそれを参考にさせていただきますような形ということで、そういうふうにも、むしろこっち側から誘いにいく、来ていただけませんかということで誘いにいって、それでそこでいろんな意見を聞きたいということでお話をできればなど。そういうちょっとやってみたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員（根岸聡彦君） 今の御発言の中でちょっとわからないところがありましたので教えていただきたいんですが、議会のほうに市民の方を呼んで御意見を伺うというようなことをおっしゃったと思うんですけども、それは例えば傍聴に来た方に何か発言をしてもらおうとか、そういう趣旨があるのか。また、何か別な場を設けようとしていらっしゃるのか。それであれば、先ほどの市民と議会が対話できる場の設置ということと重複してくるのかなというところ。その辺がちょっと不明確だったもので、お願いできますでしょうか。

○委員（御殿谷一彦君） 僕のほうの趣旨はもうちょっと柔らかい話でして、要は、例えば3月1日から何日まで議会が開かれています。議会がこの日この日にあり、本会議が開かれます。そこで例えば1,000人ぐらいの、100人ぐらいの方に対して、ぜひとも見に来ていただけませんか。そこで意見を書いていただけませんか、むしろ述べるというのは、発言という意味じゃなくてアンケートですね、そういう意味では。アンケートです、アンケートをとらせてくださいということです。それで、それをどっかの委員会とか議場で発言するという意味じゃなくて、その意見をもとにして私たちは当然いろんな参考にしますし、その意見を言うだけで私の意見どこいっちゃったんだというふうに言われても困っちゃうので、それは例えばホームページ等で、もしその人の許しが得られれば、ホームページとか議会報の中で載せさせていただきますよという形で。

要は、受け身の傍聴じゃなくて、こっちから誘いに来ていただく、傍聴をしていただくという。あくまでも傍聴していただく、そういうことが目的のモニター制度ということでやってみたらいかがなというふうに思っております。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。発想としてはすごくおもしろいなと思うんですが、無作為抽出で呼びかけるというのは、正直言ってどうなのかなという感じはいたします。市報なり議会報なりで、次の議会はいつからですと、傍聴に来ませんかというような御案内もさせていただいてと思います。無作為抽出になりますと、例えば御近所の方々とお話の中で、この前こんな来たよと、あら、うちには来なかったわと、そういうような話にもなってくるリスクがあるというところで、もし出すのであれば、もっと公な形で、もっと頻繁に市民の方々全員に対して傍聴に来てくださいというような、そういった方法を考えたほうがいいのかという感じは私はいたします。

○委員（関野杜成君） そうすると、市政モニター制度というより議会モニター制度というような形の認識のほうがいいのかというふうには、ちょっとお話を聞いてみました。

ただ1点、根岸委員が言われたように、どのように抽出して来ていただくかということだと思うんですね。多分、こういう形で議会やるので来てくださいということで、無作為抽出で100人とかにお手紙を渡したとしても、そこで来なければ結局意味がないわけで、いかに来させるか。いかに来させるかという言い方も変ですけども、例えばこれはあくまで案としてですけども、先ほど御殿谷委員は、年配の方、お時間のある方ということで言われてましたが、小学生とか中学生に来ていただいて作文を書いてもらうとか、またそういう意

味合いになってくるのかなと思うんですよ。やはり議会を見てどのように感じたか。それを感じたことを書いていただく。もちろん傍聴に来ていただいて身近に感じていただくところがメインだとは思いますが、やっぱり来ていただくための方策ですよね。言葉はあれですけど、ニンジンぶら下げるわけじゃないですが、何かしら来たいと思うようなものにしたか、そこがどのようなものがあるのか。もちろん、これから話し合っていこうということであれば、そうだと思いますが、その部分が一番の問題点なのかなと。

たしかにこのモニター制度みたいなことをやると、いろんな意見が出ますから、議員としてもスキルも上がりますし、市民としての興味もわくと思います。そういう意味ではいいなと思うんですが、その集客——集客じゃないですね、集市民というのかな、何ていうのかわからないんですけど、来ていただくには、動員していただくには、どういうことを考えているか。もし考えがあれば、教えていただきたいと思いますが。

内容はいいと思ってます。

○委員（御殿谷一彦君） 委員会の場ですから、ざっくばらんで自由な話をさせていただきます。

例えば商品モニターございますよね。例えば新しい商品をつくったときに、それこそ無作為というか、ある程度、年代を絞ったり傾向を調べたりして、皆さん方を集めて、ないまたは送るなりして、いろいろやり方はありますけど、どうですか、この商品は使いやすかったですか、どうですかって話と同じとは言いませんけども、市議会はそんなに軽いもんじゃないと言われちゃうと、私もちょっと、はい、そのとおりですとしか言いようがないですけども、ただ議会もそういう意味で、今本当に議会報なんかで、議会報というか、いろんな市報なんかでも議会開かれますよという通知はするんですけども、やはりある程度ターゲットを絞ってというか、あなたに来てほしい——あなただけに来てほしいという意味じゃなくて、もしそのときに、もし心配だったら隣近所の方々もお誘いくださいという形の付言をしても全然いいと思うんですけども、とにかくこちらから、それこそお誘いの言葉をかけてあげるといことをちょっとやって、それを生かしていくという、そういう仕組みをやってみたらいかかなというふうにならうと思ってる次第です。

○委員（和地仁美君） 御殿谷委員の趣旨はわかるんですけど、申しわけないですけど、私、すごい違和感を感じてまして、関野委員の発言の中にもあったんですけども、市民の方が時間を割いて私たちの側のためにといい言い方はちょっとおかしいですけども、来てくださいというのは、ギブ・アンド・テークじゃなくて、市民の方の時間と意見を集約して、それにどういう形で、私たちの勉強のために意見をくださいみたいなので、ちょっと私は違和感を感じます。

それで、逆にこういうことをやっている先例というか、どこかの市議会で行われている例とかを何かで調べられて今回の御提案がもしあったのであれば、ちょっとその実態というか、その効果とかを、もし何か情報をお持ちであれば聞きたいのが1点と、あと、その前に言ったことと同じなんですけれども、例えば裁判員制度ってありますよね。それは国民の義務として、行くことが前提で来たから行くというような中で、市議会に興味があって時間がある方は来ていただくと、権利は持っているけども義務ではないというか、そこに何か招待的なものを送ってっていうのは、ちょっとこちら側の自己満足というか何と言ったらいいんでしょう、何かちょっと違和感を感じるので、ぜひ先例などあってメリットがあることがあれば教えていただきたいと思いますが。

○委員（御殿谷一彦君） 実はこのモニター制度というのは、例えばちょっとこれは私が今言った話とは違った形でのモニター制度って実は八王子市とか、それから宮城の白石市とかで、要は、いろんなそれこそ市民の意見を聞きたいということのモニター制度というのが今あるんですね。要は、うちも例えばいろんな条例とかつ

くったときに、これは議会じゃなくて市側のほうですけども、こういう条例つくりました、皆さんの御意見いかがですかという、内容についてはホームページに載ってますから読んでみてくださいみたいな話になってますけど、これはちょっとモニターとは違っていると思いますけど。各市においては、話は全然ずれちゃうんですけども、そういうアンケートみたいな形でのモニターという形での取り方はしております。

ただ、それはそれで全然別の話になってきちゃうんですけども、この市民に直接来ていただく云々というところは、私自身、ここから発想しただけで、そこまであるかどうかまで調べていないところです。

○委員長（中間建二君） 委員長として情報提供させていただきますと、議会のモニター制度については、2年前の全国議長会主催のフォーラムで議会改革がテーマになったときに、一つの事例報告というか、議論がありまして、私もそこに参加してたんですけども、要は市民に広く議会を知ってもらう、もしくは議会を評価してもらう手法としてどういう方法があるかということを議論をしたときに、議会改革をリードされてるある大学の先生がおっしゃった一つのやり方として、要は、どうしても傍聴に来られる方はそれぞれ皆さん思いを持っていろいろ来ていただいているわけですけども、いわゆる特定の支持者を持たない形の中で、いわゆる中立公平な立場で議会を傍聴してもらう人を何人か決めて、その人に1回だけじゃなくて1年、2年、3年と同じ人にずっと議会を傍聴してもらって、その人が市政だとかそれぞれの議員の発言だとか会派の賛否の状況について、その人がいわゆるみずから市民代表という意識のもとに、客観、中立的に議会を評価する。それを広報等、市報、議会報等を通じて、モニターが見た議会はこういうことでしたということを周知することで、一般の市民の方も、モニターの方が見てる議会がどうなのかということ、また議員や議会会派をどう評価してるのかということを見て関心を持っていただく、そういう一つのやり方があるんじゃないかということ、全国議長会の中でそういう提案というか発言があったのを、2年前だったかな、記憶をしてるんですけども、それが全国的にそういう制度を取り入れた、またそれで活性化してる、成果があるというところまでの事例は私も聞いてはいないんですけども、方向性として、一つのやり方としてそういうものがある。そういうことで、いわゆる特定の政党や特定の個人を評価するということじゃなくて、中立的な立場で議会全体を客観的に見て評価していくと、こういうことができるんじゃないかという一つの提案というか、そういうものがあったということは記憶しております。

私としては、このモニター制度の検討の中で、和地委員のほうからは議会のサポーター制度みたいなことも検討したらどうかということの議論設定、議題設定の提案がありましたので、ここの中でその御意見についても、逆に御発言いただくといいのかなと思ってるんですけども、その点については。

○委員（和地仁美君） ちょっとこれは趣旨が違いまして、こちら委員長に提出させていただいたものそのものを申し上げますと、いわゆる議会で独自の何かしら政策的な取り組みを行うことが決まったというときに、よく市のほうでやっている何かのイベントなり何か取り組みをやるときに、実行委員とかで市民の代表として、その取り組みと一緒に参加して意見を言っつけり上げていくというような形の意味合いでの私はサポーターという言い方をしたので、先ほど言ったモニターというところで、議会をモニタリングして意見を言ってくださいというよりも、議会がこうやっていこうよって何かしら一つ何か決まったときに、例えばわからないですけど、次の基本条例を制定するので、議会の中で市民に向けていい議会活動をするための条例をつくらうといったときに、オブザーバー的であったり実行委員的な意味で、市民の代表の方にも一緒に実行委員的な形でサポーターとして参加いただき、もし制定何かした場合は、それを一緒に広めていただくようなというように意味で私は申し上げているので、ちょっとこのモニターとは意味が違うんですけども。

ただ、一連の今回の市民と議会のかかわり方という大きなくくりの中で、議会としてこれからどのような活動というか、会を開いたり、市民の方と向き合うかという形と、全体の問題との中での役割の一つだと思いますので、その話が進んでから、またその一つの枝という手法の中で取り上げていただければと、私自身ももう少し研究したいと思いますけれども、そう思っております。

○委員（尾崎利一君） そうすると、サポーター制度については、現段階で取り上げなくていいという理解でいいのでしょうか。

それと、モニター制度については、今お話しいろいろ伺うと、市民と議会のかかわり方というよりも、議会改革の一つの手法なのかなという感じもちょっとしたんですけれども、そういう点では、この場で市政モニター制度だけを取り上げてやる、やらないということを決めるというよりも、2巡目の全体的な議論の中で一つの手法として検討もしていくということになるのではないかなと。今回、これだけ取り上げてやる、やらないというふうにする必要はないのではないかなというふうに私は思います。

○委員（和地仁美君） 尾崎委員のおっしゃるとおり、私、今回ここで、それは一つの手法としてのアイデアとして言わせていただいただけですので、全体の中でのどういう効果があったりという中で議論いただければいいのかなと思っております。

あと、尾崎委員の言ったモニター制度の件は、改革のほうに関連するのではないかというお話あったと思うんですけど、私が感じているのは、議会というのは市民の方に選ばれて、負託を受けてここに出てきている。そこの活動について、活動というか、それについて不安があるから、また市民の代表が監視——監視という言い方はおかしいですけども——するというような形にもなるのかなと思ったときに、会社でいうと、株主が取締役を選んでいて、取締役しっかりやってるかどうかを監視するために外部監査役を雇うというような、公平な意見を聞きたいというのは、株主とか、市でいえば市民のほうからのニーズがあるからやるのか、それとも、運営をしてる私たち自身がしっかりやってることを評価とか、もしくはどこか改善点があれば、よりよくなるという、自分たちのそういった意思表示としてそういう役割をつくるのか、どっちかしかないと思うんですよ。

だから、そのあたりが、今までの一連の流れがそうですけども、議会が皆さんにわかってほしいみたいな、アピール的っていうとおかしいですけども、実のない中で先行していくというよりは、やっぱり粛々とまじめにやるというところを、自分たちのほうが出向いて報告に行くというのがすべての基本ではないのかなと思っております。ちょっと感想的なことで申しわけないんですが、そんなふうに感じました。

○委員長（中間建二君） では、この項目の取りまとめなんですが、引き続き議論をするということでもいいのか。それとも、積極的にモニター制度を導入すべきであるという御意見はなかったと思うんですが、引き続き、2巡目で検討するということの取りまとめでよろしいのか。

よろしいでしょうか。

では、市政モニター制度の検討の課題につきましては、種々御意見がございましたけれども、2巡目の中で再度検討をさせていただくということで取りまとめさせていただきます。

続きまして、市議会による市民向け講座の実施につきましては、御意見がある方は御発言をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） 先ほどのアの部分の対話集会和少し重複することもあるんですけども、こちらのほうは、例えば市長が公約した市民大学とか、例えば公民館の講座とかで、議員ですから議会の代表として議員が出るんですけども、それによる、例えばテーマ、それこそ選挙制度についてとか、選挙はこういうふうに行われま

すよとか、議会ってこういうふう運営されてますよとか、議会に対して少し興味がわくような。請願と陳情ってこんなふう簡単にできる——簡単になって言ったらおかしいですけども、こういう手続でやれるんですよというふうな、文書でももちろん調べればできることなんですけども、それをよりもっと議会が出て行って、議員が顔を出して、議会としての顔を見せて、例えば二元代表制といっても、私ども議員は当然わかってますけど、一般の市民の方って言われても、その用語すらわからないですよ。これは市長がいて、議会があつて、そういうことでお互いにみんなから選ばれた者が牽制し合いながらやっていくことですよということ自体でも結構勉強になると思うんで、そういった入門講座的なものが開ければ、これは議会としての意見集約とかではなくて、広めていく、宣伝じゃないですけども、こういうことを活動しています、皆さんもそういったことを、議論していることを議会のほうに来て傍聴してくださいとか、そういったことの一助になるのではないかなと思ひまして、提案をさせていただきました。

○委員長（中間建二君） 今の御提案につきまして、御意見がある方は御発言お願いいたします。

○委員（関野杜成君） これ先ほど、アの部分でも言いましたが、この市民向け講座だけでやるよりも、議会との対話ができる場とか報告会とか、その後に何かくっつけてできたりすればいいのかなというふうに思ってますんで、やり方をどうしていくか。また、講座をだれがやるのかというところが問題点にはなると思ひますが、これから検討して行って、できるのであれば、やってもいいんじゃないかなというふうには私は思っております。

○議会事務局長（石川和男君） 現状を申し上げますが、関連ですが、床鍋委員からの御意見の趣旨は、議会としてこちら側から市民の側に積極的に働きかけるという趣旨であります。まるっきり同じではございませんが、御存じかと思ひますが、東大和の出前講座ということがあります。多摩湖塾と言われているものであります。これは委員の皆様方も当然御承知かと思ひますが、議会のものとしても、市民が生涯学習の中で市で設置をしております講座の一覧表の中で、議会の中としても市議会の話ということで、多摩湖塾の一覧表の中に入れていただいております。内容は、市議会の仕組み、議員の仕事などということで、議場の見学会も可能ですということ、担当課は議会事務局ということで、もちろんほかの市のいろんな講座のある中で、番号1番ということで出させていただいております。

こちらにつきましては、原則は市内に在住・在勤・在学する人で構成されたおおむね10人以上の団体ですというようなただし書きがございますが、原則として平日の午前9時から午後9時までの2時間以内ですとか、いろいろそちらのほうの内容については、開催については土曜日、日曜日及び祝日の開催につきましても事前に担当課のほう、それぞれの主管の担当課と調整はできるというようなことで書いてありますが、議会のほうとしても、そのようなことで出させていただいている現状であります。

実績につきましては、大変申しわけないんですが、今まで御要望は特に聞いておりません。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 今、御説明いただきましたように、制度としては既に市民向け講座、東大和市の出前講座の中で項目は設けてるけれども、現実的には一度もそのような形での開催は行ってない、いわゆる市民の側からの申し込みはないというのが実態、現状であるという前提の中で、さらに御意見がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○委員（床鍋義博君） 議会の取り組み、もちろん多摩湖塾のことに関しては私も知ってましたけども、実績ゼロとは、済みません、知りませんでした。

それで、確かに10名以上で改めて人を集めてやるというのは、なかなか大変なことだと。実際にもし私が市民の立場でそういうことを企画して、10人集めて、議会事務局にお願いするというのはなかなか難しいかなとは思いますが。

これが、ただオープンな講座で、実は公民館といたらあれですけど、さっきのアとも重複しますけども、もっと行きやすい場所で、人が集まる場所で気軽に行けるような形であれば、ちょっと顔出してみようかなとか、そういうことで単独で今行動する人って結構多いので、それであれば、そういうことも選択肢の一つとしては入れてはどうかと思います。内容に関しては、先ほど取り組まれた内容でも別に構わないですし、もしくはまた違った形でやってもいいと思いますけども、やっぱり10人集めてというのはハードルが高いのかなと少し思ってしまうですね。あと、運用次第かなと思います。

○委員（和地仁美君）　すごく素朴な質問で申しわけないんですが、その多摩湖塾で市議会についての講座の申し込みがもしあった場合は、どういう対応というのが準備されているのか、事務局に資料みたいなものとかあるんですか。

○議会事務局長（石川和男君）　これはそれぞれの担当課が、例えば議会のほうの内容で、議会の内容といたしましても、その団体の方が、御要望の方がどのような内容で、それはこういうことをお聞きになりたいとかということで調整の上ですけども、そこの内容によっては資料は用意しております。

例えば、通常の各それぞれの委員会の地方の議会としての行政視察なんかについても、議会のことについていろいろお聞きになりたいというふうなこともありますし、あるいは市内の小中学生とか、あるいは職員とか、新入職員とか、そういうようなことでもいろいろバリエーションに合わせて資料は準備はさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君）　ほかに御意見、御発言ございますでしょうか。

○委員（尾崎利一君）　床鍋委員の言われたのは、多摩湖塾の制度をもう少し柔軟に運用することによって実施したらどうかという提案ですか。

○委員（床鍋義博君）　それも含まれますけども、基本的には議会、議員が出ていくということが一つ違うということですね。事務局がやるということではないと。

○委員（尾崎利一君）　否定はしないんですけども、要するに、議会報告会そのものがまだどうするかというのが確定しないというか、そういう状況ですので、さまざまなこと、議会の一つ一つ確認してやってくというのは手続や合意形成も含めて、こうやって議論すると実感されてると思うんですけども、かなり時間もかかるのかなというふうに思うんですね。

ですから、まずは私は議会報告会の実施についての検討を優先させていくということなんではないかなというふうに、ちょっとこの問題では考えますが、いかがでしょうか。

○委員（床鍋義博君）　優先順位に関しましては、別に私もそのほうがいいと思います。

ただ、可能性としてそういったこともありますよ。これは単独でこの市民講座をやってもいいですし、議会報告会の中の最後のほうに、二部構成でそちらのほうをやるというのも、先ほど対話集会のところでも言わせていただきましたけども、そういうことも可能性としてはできるということとどめておいても大丈夫だと思います。

別にこれにこだわって、これを先にやれという話ではないので、できるだけどういった取り組みが一番市民

にとってわかりやすいのか、開かれた議会に対して市民の理解を得やすいのかというところで上げさせていただいたものなので、幾つかこういうことを試作的にやっていくことで、これは対話集会のほうがよかったね、それとも市民講座のほうがよかったね、それはおのずと結果が出てくると思うので、そういった中で検討を深めていっていただければいいと思います。

以上です。

○委員長（中間建二君） それでは、取りまとめといたしましては、既に出前講座が制度としてはある中で、実績が、もう数年たっておりますけども、ないという状況の中で、直ちに、既に制度があるものを発展させるというところまでも、今のところいかないかないのかなというふうにも思っておりますので、ただ、この項目の中でのアの市民と議会が対話できる場の設置については、2巡目で再度議論を深めますので、その中の一つの提案、方向性としてより具体的なものがあれば、その中で議論を深めていくということで取りまとめをさせていただきます。

では、次の議題にいかせていただきます。

エの議場の一般開放の方法ということで、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○委員（根岸聡彦君） 議場の一般開放の方法ということで、先ほどのモニターのところで関野委員のほうからも発言がございましたけれども、やはり一番有効——一番有効というのはあれですけども、私が考えていたのは、ふだん使っていないスペースですので、そういったところをもっと広く市民の方々に見てもらおう。特に、小中学校の社会科見学等の中で議場を見ていただく。あるいは議会を見ていただくということもあっていいのかなと思うんですね。その中で、やはり子供たちが議場を見た、議会を見たというところで、そこでどういうふうに感じてもらえるのか。そういったところが教育の推進にもつながっていくのではないかと。そういった趣旨で一般開放という形で挙げさせていただいた次第です。

○委員長（中間建二君） 今の御提案については、主に学校教育の中で子供たちに議場見学をしてもらってはどうかという。

○委員（根岸聡彦君） そうですね。主に学校教育の一環でと。もちろん、使い方としては、一般の例えば商工会で何か会議を開くときに議場を使わせてもらえないかと、そういったものが可能なかどうかというところはありますけれども、ふだん使っていないところであれば、そういった形での開放も可能性としてはあるのかなというところでは。

○議会事務局長（石川和男君） 今、根岸委員からお話がありましたけども、議場の一般開放の方法のとらえ方ですけども、通常、今教育関係の一環でというお話で小中学校の生徒さんに、お子さんたちに社会科見学での実施ということの件に関して言えば、学校で議場を見学させていただきたいというふうなことで要望がありました場合には、市の総務部のほうを通して御案内が来まして、庁舎管理の関係もごきますのでそちらのほうと調整をさせていただいて、過去には議会の開催していない時期を調整しながら議場を御案内をさせていただいたことはございます。

それと、関連で、他市あるいは全国のところの例を見ますと、例えば一般開放の関連でいった場合に、いろんな使い方があるということで、目的外使用ということになります。例えば議場コンサートとか市民に貸し出しをするとか、それぞれ安全面とかそういうところも考慮しながら、市側のほうと調整をしながら、そういうような目的外使用のやり方をしている他市の例はございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） おおむね根岸委員とほぼ同じ提案をさせていただきます。

今、石川事務局長からも言われましたのと同じなんですけども、やはりそういうコンサートとか結構大きい音も出せるので、なかなかそういうコンサートと違って会場をとるの大変だと思うんですね。そういったことで、議会を少しどういった、来やすくするというんですかね、ハードルを低くするという点では、すごい案だと思います。

これは目的外使用ということで、何かクリアしなきゃいけない問題があるのであれば、そこは速やかに改正してやっても別に、そんなに議会があいてないときは問題ないのかなと。もちろん、事務局には負担をかけることになるのかもしれないですけども、じゃその辺は議員で何かできるのかということであれば、それこそ議員が出てってやってもいいのかなとはちょっと思っています。これアイデアベースなので、余り議論を深めるところでないのかもしれないですけど。

○委員（関野杜成君） 方法があるのかどうかということが1点と、実際、貸したときに、今ちょうど床鍋委員から出ましたけど、職員のほうが必要になるのかどうか。議員の中で議会が開催されると、録音したり速記したり何したりという話になりますけれども、ただ単に場所の提供ということなのか、それとも録音したいとかそういった話が出てきたりもするのか。それによっては、多分事務局職員の手を煩わせたりということになるので、貸すことに問題がなければ開放したほうが、今言われたように、敷居は低くなるので、議場にも傍聴にも来やすくなる可能性もあるのかなと思いますが、そこら辺は貸し出しのときに決まりというか、使用規定、そういったものはあるんでしょうか。

○議会事務局長（石川和男君） まず、先ほどお話しさせていただきましたけども、学校等に議場を案内することについては、議長の許可をいただきまして、総務部と調整しながら現実的に議場の案内をさせていただいております。これは勤務時間中でございますので、特に問題は出ておらないと認識しております。

ただ、波及しまして、目的外使用のやり方についてはさまざまございまして、議場コンサートとかさまざまな使い方があろうかと思えます。それにつきましては、先ほどの議会事務局職員の体制もさることながら、市側のほうの、例えば環境整備、安全面とか、例えば冷暖房とかもろもろ、外部の方が、こう言っちゃ何ですが、入るわけです。そういうことにつきましては、細かい決まりごとを定めなければいけないと思います。まず前提として、庁舎の管理規則がございまして、庁舎管理全体につきましては、総務部長が庁舎管理者になっております。議会棟につきましては、私、議会事務局長が管理責任者ということになっております。議場並びにこちらの各全協室、委員会室等につきましても、それぞれの使い勝手の調整をして、目的外使用ができるかどうかということにつきましては、さまざまなことをクリアさせていただいて、一定の基準を、例えば要領なり要綱なり決めさせていただいてやってる、全国の例でも議会の議場を一般開放しまして、女性会議とかそういうものも事例としてはございますが、そういうクリアされれば事務的には可能かなというふうにとらえております。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 今後、検討をどうするかという話になってくると思うんですけど、例えばの話、会議棟の会議室を使わせてもらうということだけ見たときにも、そう簡単に今使えないですよっていうか、いろんな目的はこうでなくちゃいけないとか、当然ながら営利は伴っちゃいけないとか、それから、どうなってるか僕わかんないよ、会議棟の会議室を個人的に借りたことはないんで全然わかんないですけども、そう簡単ではないとは思っているんですけど、それに準じる、またはそれ以上の場所でございますので、ちょっとそう簡

単にできるかな。いろんなことを考えていかなきゃいけない。それこそ使用料も含めて考えなきゃいけないし、それから議会会議室の場合は、要は、今のところ、会議の3月1日から何とか決めてはいますけども、議長がとにかく招集すれば会議は今のところ、首長の云々はありますけども、一応議長が招集すれば開かれなきゃいけない話になってますので、要はそういう日程、そんなときにもしあいてないっていう話になると、それは全然話違うだろうと、こっちが優先だろうっていう話になっちゃいますんで、ちょっとその辺のところハードルがいろいろあるような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 今出されてる中では、一般開放について進めたらいいんじゃないかという点での御意見が出されてると思うんです。ただ、それに当たってどういう問題があるのかというのも現状では整理されていないので、他市の事例や、それから議場開放を進める場合にどういうことが問題になるのかということについて、今後ちょっと事務局のほうでも精査をしていただいた上で、さらに議論を詰めていくということで私はいいんじゃないかなと思います。現状ですぐにぱっと問題点だの何だのというのは出てこない、まあある程度のことはあるかもしれませんが。

○議長（尾崎信夫君） 議場につきましては、以前、こども議会を既に東大和市議会は開いております。これは前回の議会の検討委員会でも話題に上りまして、例えば立川市などは3月定例会の初日に、今やってるかどうかわかりませんが、例えばバイオリンとか、ピアノは持ち込めませんから、持ち込める範囲内の楽器を持ち込んで演奏会を開いて、要するに議会を市民の方にできるだけ来ていただくための一つの方法として初日に開いて傍聴者に来ていただくというふうなことでやっていることがありますので、それは当然、規定がありますからあれですけども、例えばどうしても議会が臨時会を開かなきゃならないときには、そういう会合はできませんけれども、例えば全協室なんかについては、ついこの間も教育委員会が委員会を開かなきゃいけないということで使用許可をしてるのが現実ありますので、何もなくてあれば開放はできるんだろうと思いますし、ある意味では開かれた議会ということを考えますとね、これは私の個人的な考え方としてですよ、私の個人的な意見としては、そういうことも今後考えていくのは、まさに市民の方が議会に注目していただくためには、そういうことをしていくことも大事なのかなと思っております。

使用料を取るというわけにはいきませんのでね、これはやっぱり開放というのはそういうことで、私個人としてはね、やっていくことが、ある意味では議会が開かれた議会の第1弾としてはそういうことが、そもそも議会に来たことがない方が多いわけですから、ぜひそういうことは進めていくことが必要だと私は個人的には思っておりますので、今後ぜひこの委員会でも検討していただきながら、また代表者会議等でも検討して、できるだけ開放できる方向に進めるべきだろうと私は思っております。

以上です。

○委員長（中間建二君） それでは、議長のほうからもそのようなお話もございましたので、ただ御殿谷委員のほうからも御発言がありましたように、本当にやるとすると、いろんな制約もやっぱりあるでしょうと、ルールも必要でしょうということですので、2巡目のときにもう少しそれぞれ方向性、具体性をもう少し持った御提案をいただく中で議論、方向性が取りまとめられればと思いますので、再度この項目については検討させていただくということで取りまとめさせていただきたいと思います。

続きまして、オのパブリックコメントの実施につきまして、御発言をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） 私がこれを挙げさせていただいたのは、たしか市長の提出議案に関しては、ある程度重要なというんですかね、市が判断したものに関してパブリックコメントって行われてると思うんですけども、

議員提出案件について、これちょっと私も調べ切れてなくて申しわけないですけど、今まで議員提出案件でパブリックコメントが実施されたというのは聞いたことが余りないので、こういったことをすることによって、例えば戦略的に出さないというのがありますけども、もしそういうことができるのであれば、議会が開催前に市民の意見というものがある程度議員のほうに知らされるのかなということで、こういう手法はどうかと。実は、これは本当に今まで出した案件の中では一番、ちょっと私も全部のところ調べ切れてなかったのもしくは皆さんのほうで、もしこういう意見があればちょっと聞きたいなということで挙げさせていただきました。

○委員（森田憲二君） 具体的に言ってもらわないと、それでこれはもう一つは、当然市長提案が中心だと思っています。別に議員提出議案でなくてもね。その場合のどういうコメントを求めるのか。それで、これ賛成してくださいよ、反対してくださいよということは当然、どの党派にもかかわってきますから、どうなのか。もう少しちょっと具体的に説明をお願いしたいなというふうに思います。

○委員（床鍋義博君） これに賛成してください、反対してくださいよというのではなくて、こういう議案があります。前もどっかの場面で話したかもしれないですけど、議案って出るのってすごくこう短くするので、なかなか言葉一つについても説明って少し市民からすると足りないというところがあると思うんですね。そういうことも注釈しながら、ある程度かみ砕いたもので、こういうことがあって、こういうことが予想されますというぐらいのことは書いてあげると、少し市民から意見が出やすいのかなと。もちろん、それってすごく難しい問題で、そういうかみ砕いたときに恣意的な要素がすごく入ると、ちょっと難しいというのは私も認識しております。

しかしながら、議案だけ1本出して、この意見についてというふうにパブリックコメント求めても、余り来ないのかな。もちろん、それに関してすごく深く知識のある人は出してくるでしょうけども、実際にその議案が通って、実際に生活に影響を及ぼす方に対しての意見を取り入れるためには、もう少し議会のほうがかみ砕いてもいいのかなって、そういった提案です。

○委員（森田憲二君） 御指摘はわかりました。ただ、それは議会がやるのではなくて、これは行政側がやるべき話であって、これは議会のほうでこの議案についてもう少し具体的に話していただきたいことは、提出者のほうの意図というものがあるわけですから、それはこの議会が取り上げるべき問題ではなくて、逆に取り上げるとしたら、市民向けに砕いた説明っていうか、砕いたって言葉悪いんですけど、それを要望するのが筋じゃないかなと。

これは逆に考えれば、議員提出議案の場合でしたら、それは必要だと思います。ですけど、今の大体九十何%、議員提出議案、今のところないわけでもありませんけど、ほとんどが理事者のほうの提出ですから、これは理事者のほうに申し上げていくべきじゃないかなと。もしやるとしたら。そういう方向性のほうがいいのかなというふうに私は思いました。

○委員（床鍋義博君） 森田委員に言われたことは、もちろん議員提出案件だけではなくて、そちらの市長提案であっても、私はいいと思います。それに対しては、全く反対はしないです。

もちろん、それプラス議員提出案件のほうでもどうかというの、別にこれ市民からすると、どっちがどっちって余り関係ないったらおかしいですけど、法律が通ってしまえば一つの法律ですから、意見を述べるのに議員提出案件だからこれ意見を述べない、市長提案だから意見を述べるというふうな何か区別があっても余りわかりにくいのかなと。それは同じような一般の人から意見を求めるパブリックコメントを求めても、そんな

にかみ砕いて説明をして意見を集約するということに関しては、何か余り区別してもしようがないのかなと思うんですけど。

○委員（森田憲二君） 年間を通して議会が開催されてるわけじゃありませんから、我々も3月定例会、ここで招集が来ると思います。事務局、1週間だったっけ、1週間前に招集と議案の提出あるわけですよね。仮にそれがあったとして、1週間でどうやってコメント求めるんですかと。日程的な問題としては、はっきり言って無理だと思います。これを例えばきょうもらって、来週から議会始まりますけど、どうやって皆さんかみ砕いてやってくってというのは、事務作業上無理だと思いますし、この発信するにしても、どこが発信源なのかなという、議案をもらって初めて議会でやったときに、じゃあその部署というのは、どこが部署なのか。議会がやんなさいよといったときには、結果的には事務局になると思います。議員がこうだよ、あーだよ書き加えたにしても、事務作業上無理かな。だめという話じゃなくて、作業上の問題として、これが6月の定例会の問題を今やるんだったら結構ですけど、3月の場合、仮にもう定例会ごとにあるわけですから、それははっきり言って不可能ではないかなというふうに思います。

○委員（尾崎利一君） 現在、例えばこれは議員の手引ですけども、5ページで「委員会の審査・調査に伴う権限の主なもの」ということで出されている中で、分科会、小委員会の設置や公聴会の開催、参考人からの意見聴取などなどの権限を委員会として持っているんですよね。それでさらに不十分で、パブリックコメントということなのか。現状、なかなかこれらのことも委員会でやられていないという状況、現状としてはあるので、そこら辺について、もう少し整理も必要なのかなという感じがするんですが、どうでしょうか。

○委員（床鍋義博君） もちろん重要なことですが、今それで現状でこういう、もう直にありますから、それプラスアルファの議会のあり方委員会、それも含めてだと思あるので、それに対する権能をふやすとかって、こういうことができますよという提案に関しては、まあ先ほど言った優先順位の問題もあるかもしれないですけども、今現状でこうであるからパブリックコメントは要らないという話にはならないんじゃないですか。

だから、これプラスアルファで、じゃパブリックコメントに関しては、先ほど森田委員の言った、物理的に今、実務的に不可能だというのであれば、それは、じゃどういうふうやっていこうかということを検討すればいいだけの話であって、これ自体に、じゃあ要らないか要るかどうかっていうことに関しては、皆さんはどう思ってるのかって聞きたい。だから、市民の意見をそのことに関して、議員提案案件、もちろん市長提案案件も同時ですけども、パブリックコメントに関しては必要ないのかということですよ。私はなるべく、もちろん議会としての意見の聞き方もそうですし、議員としての意見として、市民の人たちからこう意見が来ますけれども、そういったなるべく出やすいような環境を整えるっていうのは議会の役目ではないかなというふうに思って提案をしたので、皆さんがこれは必要あるのかなのかっていうのをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員（尾崎利一君） ですから、今、私委員会の権限の主なものっていうことで読み上げましたけども、この中でパブリックコメントを場合によって委員会の判断で求めるということが、現状、不可能なのかどうかっていうのも私はちょっとわからないんですよね。可能なんではないかってちょっと私は考えてるんですが、ちょっと実際にやったことがないので、それが可能か不可能かということも含めてちょっとわからない。別にやられてないから新たなことは必要ないとは私は言ってるつもりはもちろんですけれども。

○委員（床鍋義博君） 私としては、規則に書いてないことは、基本的にはできないのかなっていうことでプラスアルファで出してるので、もし規則に書かれてないこともできるっていうふうになれば、ある意味、規則っ

てどういうものなのかなっていうところがあります。だから、これって法律論でよく言われることの拡大解釈と類推解釈の違いで、拡大というのはある程度、蓋然性があるって、そこまでだったら許容の範囲でしょうというのが拡大解釈。類推というのは、そこまで飛び越えて、そこまでいっちゃったらちょっと法律の趣旨から逸脱するよというのが類推解釈で、一応法律的には類推解釈はいけませんよというふうな、私、一応法学部の授業で習ったところで、規則に関してもそういった運用が可能であれば、パブリックコメントがこの中で拡大解釈でいけるのか、類推解釈でいけるのかってというのは、ある程度見解出してもらえば、これは新たにプラスアルファする必要はないのかなというふうに思います。

○委員長（中間建二君） 今のお話の中で、例えば公聴会ですね。公聴会を開いたことによって、それを広く市民から意見を聞いたという意味では、パブリックコメントと同趣旨、同程度の効果なり目的、パブリックコメントの目的は公聴会を開催することで達成はできたということは、拡大なのか、類推なのかという問題はありますけども、できるかと思うんですね。

ただ、制度として明確に今の段階で位置づけられるかどうか。パブリックコメントを、例えば市のほうでも、今は制度にはなっていないわけですね。ただ、実質的な形の中でパブリックコメントと同じ効果のあるような手続、手順で議案になる前に市民に広く公表し、意見をもらってるというのは、皆さんいろんな今までの計画なりのやり方、取りまとめの中でそういうことを市がやってるなということは認識されてるかと思うんですが、ただ、市のほうも明確にこれは制度にはなっていないという現状の中で、市民から意見をもらいながら、成案を得ていくやり方は努力されてるということでもあります。

先ほどの森田委員のほうのお話もございましたように、現実的に、じゃ一つ一つの定例会の議案についてパブリックコメントが求めていけるかという、やはりこれは物理的な制約も相当ございますので、なかなかそこまでは難しいだろうと。ただ、長期的などうか、時間をかけて議論をし、結論を見出していくような、もし議題なりものがあった場合には、そういうことも手法としてはあるのかなと思うんですが、私、委員長としては、尾崎利一委員がおっしゃっていただいたように、現状、既に制度としてある中のものを、もう少し議会として活用し、広く公聴会なり参考人なりの活用をもう少し議会として積極的に取り入れていく中で、長期的な課題としてパブリックコメントを制度なりにしていくのかということがあるかと思うんですが、もう少し、現状の制度を十二分に議会としても活用していくという方向性も持つておく必要があるのかなというふうにも感じております。

現状、直ちにこれを制度化する、またその方向性を持つてということは、ちょっと難しいかなと受けとめてはいるんですけども、いかがでしょうか。

○委員（森田憲二君） パブリックコメントって日本語でちゃんと説明してもらいたいんですけど、お願いします。

○委員（床鍋義博君） 言葉の定義に関して正確かどうかはわかりませんが、私自身も今まで政府とかそういったもののパブリックコメントに対してコメントを出してきました。そういった立場でいうと、一般に議案とかに対して、自分自身の意見を表明する、それがパブリックコメントだというふうに認識をしています。

○議会事務局長（石川和男君） 床鍋委員が趣旨を言われたので、物の本に書いてあるのをこちらで言わせていただきますが、パブリックコメントっていうのは、行政が市民・国民からの意見聴取をした上で政策判断、決定を行うものということで、政策実施に当たり、一般市民に公表して広くコメントを求める制度というふうにとらえております。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） わかったような、わかんないようなという部分もあるんですけど、今局長の説明あったように、一つの政策だとか云々ということになれば、くどいようですけど、これは議会がやるんじゃないくて行政がやるわけですよ。国の機関とこの地方自治体とは制度が違うわけですから、その辺は理解することはしているつもりです。ただ、それが市議会のほうで出す問題ではないと。

それから、先ほど尾崎委員が言ったように、市議会の中ではこういうルールの中にあるわけですから、ある意味では拡大解釈も可能じゃないかと。これは長期的な計画だとかそういったものに関して、この議会のアンケートも含めてそうだと思うんですけど、そういった方向で行けば、あえてここで一つの拡大解釈だけで十分可能なのかなと。これあえてパブリックコメントを入れる必要性は、はっきり言って私はないと思います。

○委員（関野杜成君） パブリックコメント自体が今のルールの中で拡大解釈という話ですけど、多分、拡大解釈してもちょっと無理なんじゃないかなっていうふうには私は思いました。

あと、森田委員が言われた行政側じゃないか、そこの部分は確かにそうかもしれない。なぜかという、議会は行政から提案された案件に対して決議を結局決めるわけであって、出してきたのは行政側だと。ただ、先ほどどなたかの話であったように、議員提出議案というものに関しては、ある意味パブリックコメントはできるのかなというふうに、今のいろいろ話を聞いてました。

ただ、今度、議員提出議案をしたときのパブリックコメントを求めるときに、今のルール上で拡大解釈でできるかという、多分できないのかな、この今のルールを見ると。なぜかという、この委員会の審査とか権限の主なもの等々を見ると、基本的に提出した方等に対しての内容であって、全く関係ない第三者に対して来てくださいと、有識者でない限り、多分求められないと思うんですね。であるならば、あとは全議員の判断になってくると思いますが、議員提出議案というものに対してのパブリックコメントをつけていくのかどうかというところの解釈になるのかなと。今までの皆さんの話を聞いてて、私なりの解釈を今、話させていただきました。

○委員（森田憲二君） すごくわかるんですよ。だから、なおさら必要ではないと。

というのは、我々は市民から選ばれた議員なんですよ。じゃ自分たちが発言しなくていうんだったらわかるんですよ。私たちはパブリックコメントっていうか、その市民から選ばれた議員としての、また市民からの要望を実現するために議員になってるわけですよ。それをあえてパブリックコメント必要だとなれば、逆に考えりゃ、議会を問われるんじゃないですか。そこまで話を広げる必要性はないという話かもわかりませんが、考え方によっては、くどいようですけど、我々が政策提言したわけじゃないんですよ。あくまでも政策提言、議会として政策を3年後にこうしましょうというんだったら、パブリックコメント必要だと思います。多くの方々の市民。だけど、今のルールの中で、請願並びに陳情っていう制度があります。あれをやってください、これをやってくださいと。ただ、それは一つのテーマとして出てくるわけです。それをこちらからテーマを仮に議案として出すとして、パブリックコメントが必要だと言ってくれば賛成ですか反対ですかぐらいの意見しかないと思うんですよ。

ですから、私はこれはあえてここに取り入れる必要性は、今の段階——今の段階っていうか、将来的にも必要ないというふうに私は個人的に考えております。

○委員（尾崎利一君） パブリックコメントはやはり行政の側で行う場合でも、特に市民生活にとって大きな影響があるというようなことがあって、市民からいろいろ意見を聞く、もしくは重要な政策課題だということで

だと思っんですよね。だから、全部パブリックコメントとってらっていうわけでもないと思っますし、床鍋委員のこの提案について、議員提出議案についてすべてパブリックコメントが必要だということでもないだろうと思っんです。

それで、私は今回、この委員会でもアンケート調査っていうものをやりましたけれども、これは議会の改革、非常に重要だっていう認識のもとに全体で合意もして、こういうアンケート活動をやってるわけですが、これは審議の過程で委員会での点について、市民の実情や意見を聞く必要があるっていうことがあれば、そういう合意が委員会であれば、まあパブリックコメントっていうふうになるのかどうか、銘打つのかどうかっていうのはわかりませんけれども、やるということはあることだと思っんですよね。

ただ、ちょっと今、いろいろ私自身も議論してる中で、問題がもうちょっと整理されないう感じがあるので、多分、床鍋委員自身も十分整理されてないような感じも……人はいいですね、済みません、今のは取り消します。私自身、ちょっと整理されてないんで、これそのものは議会運営の課題の一つとして、例えば請願・陳情に際しての意見聴取の問題なんかも1巡目で出されてるわけで、そういう問題とも関連する一つの問題として、もう少し整理をしていくということなのかなというふうに私は思っますが。

○委員（床鍋義博君） もちろん明確にパブリックコメントについて全国のところ調べてやって、そういう整理をしたというところではできてないですよ、もちろん。できてないですけども、これに限らず、今回このあり方委員会に対して、委員長の方から幾つか提案を出してくださいということで、私、この中で取り上げたので、半数以上、出した中で出てると思っんですね。

その中で、もちろん議員として1年生でありますから、多分、理解不足なところはもちろんあります。しかしながら、市民として入ってきた人間が率直な意見として、こういうことができないのかということの議論の上に乗せるということが非常に重要なことで、そのことに対して、いや、これは規則だからできないと言ってしまえば、この議会のあり方委員会の存在そのものが意味ないことになってしまうので、そういうことは避けていただいほしいのと、どうやったらできるのかをまず考えて、いや、それでもできないねってなったら、それはいいと思っんです、私も。

しかしながら、最初に規則があるからできないよという話であれば、そもそも議論する、私なりに結構かなりの時間割いて、これ調べて挙げてるところで、次回もまた、じゃこれをもっと精査してもうちょっと具体的な提案を挙げてくださいという、言っちゃあれですけど、一生懸命書いた人間が負担だけになって、それに対してつぶすほうは、ただこれだからだめだよと言うだけで、非常に何か建設的なものがないのかなと。

これ全体を通してなんですけども、この項目に案件に挙がったものに関して、検討を要するものは、やはり全員がどうやったらできるのか。反対ならば反対でもちろんいいんですけども、それでは代案を出すじゃないですけど、そのかわりこういうことをすればもっとよくなるよとか、こういうやり方で新たに提案をして、それに対して今度こちらのほうが、それじゃできないよというふうな流れでいかないと、これずっと全部検討事項、検討事項になって、多分何も決まらないのかなっていうふうに思っんですが、委員長としていかがでしょうか。

○委員長（中間建二君） スタート段階から申し上げてるとおり、いわゆる進め方、また一つ一つの議題について、これ多数決で決めていくというものではなくて、全体で合意ができたものについては次のステップに進ましよう。ただ、それが合意できないものについては、なかなか、じゃそれをやるやらないを多数決でもって決めて進めるものでもないんで、おおむね合意ができないものについては議題として外していきましよう

いう、そういうやり方について御説明をして、ここまで進めてきたと思います。

ですから、パブリックコメント制度そのものを直ちに実施するということについて、委員長として今皆さんの議論を踏まえながら、合意ができるというふうには受けとめてませんので、現状、先ほど言ったように、例えば公聴会、公聴会という制度そのものは既にあるんだけど、これがきちっと運用できれば、パブリックコメントを求めるのと同じ効果が本来得られるんだけど、現状、制度がありながら運用もしてないわけですから、ですから、それすらやらないのに新たにパブリックコメント制度を設けたところで、委員長としてはですよ、既にある制度すら活用してないのに、新たに次の制度、次の制度を設けても、これも果たしていかなものかというところは、委員長としては感じております。

ただ、これも委員会の中で、スタートのときか途中で申し上げたかどうかあれですけども、いわゆる提案するだけであれば、これはもうある意味では何て言うか、提案だけだと軽くなってしまいますので、逆にその提案を実現するためには、その一人一人が裏づけというか、私はこう考えてるんだけど、皆さんにどうでしょうかと意見もらうことも、それも一つの方法なんですけど、ただ具体的にこれを東大和市議会の中で実現をしたい、またやるべきだというものについては、提案をする人がその裏づけ、理論武装というか、皆さんを、反対する方を説得するだけの材料なり信念なり、そういうものをやはり持って委員会の中で提案をしていただかないと、現実的には全体の合意を得ていくのは難しいっていうことは、これは現実的にあるかと思しますので、今1巡目の段階では、皆さんの意見を聞きながら合意形成をしていきたいということも当然あってしかるべきだと思いますので、そういう形の中で委員長としては進めてきたつもりですけども。これが一応1巡、きょうではほぼ終わりますけども、1巡目の段階では、さまざまな角度で御意見いただきながら取りまとめをしてきましたが、2巡目では、これ結論を出さなきゃいけない。また、結論を出さなければ、またそこで合意ができなければ、議論はしたけれども実行はしないという形の中で委員会としては結論を出さざるを得ませんので、特にこれまでそれぞれ皆さん議題設定、御意見をいただいた中で、これだけは自分として何としても今回の特別委員会の成果として実現していきたいんだというものがある場合には、そういうものを持って2巡目の議論にぜひ臨んでいただきたいと思っておりますし、当然、委員長としても皆さんの御意見を踏まえながら、2巡目の議論の中では一つ一つ結論を出していく。もちろん、開かれた議会のあり方ということでスタートしておりますので、そこが進む方向で委員長としてはぜひ取りまとめしていきたいと思っておりますけれども、それはあくまでも皆さんの御意見が、それぞれここで発言していただいたものを踏まえて、委員長としては集約していくということになりますので、その点も踏まえて、2巡目の議論にぜひ臨んでいただければありがたいなというふうに思っております。

今のこのオのパブリックコメントの実施の取りまとめにつきましては、御提案があったことは御提案として受けとめながら、ただ現実、直ちにこれを実行するという方向性は見出せてないというふうに委員長としては受けとめておりますので、合意ができないものについては委員会の中では実行しないということで確認しておりますので、そのような取りまとめをさせていただきたいと思っております。

○委員（関野杜成君） 先ほど、このパブリックコメント、例えば委員会であれば公聴会等というような話もあったので、ある意味、提出者の床鍋委員は、別にパブリックコメントをつけてくれということではなく、そういうことができるようになったほうがいいなという意見ですので、できるのであれば、公聴会というところがどういう権限なのかというのも、せつかくですから広げてったほうがいいのかというふうには感じました。ここで終わりですってやるよりも、パブリックコメントをつくることはできないけど、委員会の中では

パブリックコメントに似たことができるというところで何か、ここに出てないから話し合いができるのかどうかというところですが、もう少し詰めてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（中間建二君） 現状、公聴会という制度も明確に会議規則の中に制度として保障されてるわけですから、委員会の中で方向性が見出せれば、一つの委員会で調査をする議題について、公聴会を設けて広く市民からその議題について意見をもらうということは、制度上できるわけですから、そこを逆に、私が特別委員会の委員長としてどうこう、また議長も出席されておりますが、議長としてどうこうというよりも、それぞれ問題意識を持った我々議員が委員会の中で、例えばそういう議題が出てきたときに積極的にこの公聴会制度は活用すべきであるということを委員会の中でぜひ御提案をいただいて、委員会としてそういう方向性になっていくことが1つの議会改革の成果ではないのかなと思うんですね。

ですから、パブリックコメント制度の実施そのものについては直ちにはですけれども、ただ、今申し上げた公聴会の活用については既に制度としてあるので、そこをぜひそれぞれ委員の皆さん御認識をいただいて、それぞれ所管委員会の中で、仮にそういうものが必要な、すべてのものを公聴会やるということは当然ならないと思いますから、そういうものが必要な議案が出てきたときには、制度として積極的に活用していくことをそれぞれの委員が御努力いただく、またそういう問題意識を持っていただくということで、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それでは、パブリックコメントの実施につきましては、そのような形で取りまとめをさせていただきたいと思います。

それではお諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（中間建二君） これをもって、平成24年第2回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午後 0時10分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二